

○当面の規制改革の実施事項（12月22日（火） 規制改革推進会議）

6. 引き続き検討する事項

(1) オンライン診療・服薬指導の恒久化

オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が再び急拡大している状況にあることを踏まえ、院内も含めた感染拡大の防止のため、初診からの実施を可能とし、希望する患者が幅広く受診できる現在の時限的措置を、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、着実に実施することとする。

その上で、感染収束後において、デジタル時代に合致した制度となるよう、初診の取扱い、対象疾患等、診療報酬上の取扱い等も含めた恒久化の内容について検討を行い、令和3年夏を目途にその骨格を取りまとめた上で、実施に向けた取組を進める。その際、安全性と信頼性をベースとし、時限的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。